

## 裁 決 書

審査請求人 X

処分庁 尼崎市長

処分庁尼崎市長（以下「処分庁」という。）による令和6年5月10日付けの審査請求人に対する保育短時間認定に係る2号認定に変更する旨の教育・保育給付認定（尼保入第166号）の変更処分に対し、審査請求人が令和6年9月5日付けで提起した審査請求（令和6年度審査請求第21号。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を却下する。

### 事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、令和3年8月3日、処分庁に対し、同日付けの「教育・保育給付認定申請書兼施設利用申請書（兼児童台帳）」を提出し、処分庁は、同月23日、審査請求人が養育する子（令和2年11月13日出生。以下「本件幼児」という。）について、その保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「規則」という。）第1条の5各号に掲げる事由のうち同条第1号に掲げる事由（就労）に該当するとして、有効期間を同年9月1日から令和5年11月11日までとする保育標準時間認定（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第3項の規定による保育必要量（同項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の認定のうち、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の認定区分（規則第4条第1項本文に規定する区分をいう。以下同じ。）に係るものをいう。以下同じ。）に係る3号認定（小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）が法第19条第3号に該当する旨の教育・保育給付認定をいう。）を行い、その旨を記載した「子どものための教育・保育給付・支給認定証」（令和3年8月23日付け尼保入第614号）を請求人

に送付した。

- 2 また、処分庁は、同日（令和3年8月23日）、Aが設置したB保育園への本件幼児の通所を承認し、その旨を記載した「子どものための教育・保育給付入所（園）許可通知書」を審査請求人に送付した。
- 3 処分庁は、令和5年9月15日、審査請求人に対し、本件幼児について有効期間を同年11月12日から令和9年3月31日までとする保育標準時間認定に係る2号認定（小学校就学前子どもが法第19条第2号に該当する旨の教育・保育給付認定をいう。以下同じ。）に変更する旨の教育・保育給付認定の変更認定を行い、その旨を記載した令和5年9月15日付けの「子どものための教育・保育給付支給認定証」を審査請求人に送付した。
- 4 審査請求人は、令和6年4月16日、処分庁に対し、「出産（予定）日」の欄に「2024年11月1日」と記入し、かつ、「妊娠出産認定期間における短時間認定希望」の欄において「有り」にチェックを入れた同日付けの「教育・保育給付認定・施設等利用給付認定変更申請書兼変更届」（以下「本件申請書」という。）を提出した。
- 5 処分庁は、本件申請書の記載内容に基づき、令和6年5月10日付けで、本件幼児について有効期間を同年9月1日から同年12月31日までとする保育短時間認定（法第20条第3項の規定による保育必要量の認定のうち、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の認定区分に係るものをいう。）に係る2号認定に変更する旨の教育・保育給付認定の変更認定（本件処分）を行い、その旨を記載した本件文書を審査請求人に送付した。
- 6 審査請求人は、令和6年9月3日、処分庁に対し、同日付けの「教育・保育給付認定・施設等利用給付認定変更申請書兼変更届」（以下「本件申請書2」という。）を提出するとともに、同月5日、本件処分は尼崎市行政手続条例（平成8年尼崎市条例第1号。以下「条例」という。）第9条第2項に違反するとして、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 7 処分庁は、本件申請書2の記載内容に基づき、同月20日付けで、本件幼児について有効期間を同年10月1日から同年12月31日までとする保育標準時間認定に係る2号認定に変更する旨の教育・保育給付認定の変更認定（以下「本件変更認定」という。）を行い、その旨を記載した「子どものための教育・保育給付支給認定証」（同年9月20日付け尼保入第756号）を審査請求人に送付した。

#### 審理関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張

処分庁は、審査請求人に対し、必要な情報の提供をしておらず、本件処分は、条例第9条第2項の「市長等は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。」に違反する。

##### 2 処分庁の主張

処分庁は、前記事案の概要第7項に記載のとおり、本件変更認定を行ったものであり、その結果、同年10月1日から同年12月31日までの期間については、本件処分は実質的に取り消され、本件処分の効力が消滅している。

一方、本件処分のうち令和6年9月1日から同月30日までの期間に係る部分は、現時点で当該期間は経過しているため、本件処分の効果は失効している。

したがって、審査請求人が取消しを求める本件処分は既に存在しておらず、現時点においては、本件処分の取消しを求める法律上の利益を有していないことから、本件審査請求は、不適法なものとして速やかに却下されるべきである。

## 理 由

### 1 本件審査請求の適法性について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき処分の取消しを求める審査請求は、処分の取消しを求める者がその処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有している必要がある。

### 2 (1) これを本件についてみると、本件では、審査請求人が違法であるとして取消しを求めた本件処分のうち、令和6年10月1日から同年12月31日までの期間については、処分庁が行った本件変更認定により、実質的に取り消されていると言わざるを得ない。

そうすると、同期間については審査請求人が求めた本件処分の取消しについては既に達成されているのであるから、現時点においては、審査請求人は、本件処分の取消しを求める法律上の利益を有していないといわざるを得ない。

### (2) また、本件変更認定の対象外である令和6年9月1日から同月30日までの期間に係る部分については、同日の経過により、本件処分は実質的に失効しているのであるから、本件処分の取消しを求める法律上の利益を喪失しているといわざるを得ない（最高裁判所昭和28年12月23日参照）。

### 3 結論

以上のとおり、審査請求人は本件処分の取消しを求める法律上の利益を有しておらず、本件審査請求は不適法であることから、主文のとおり裁決する。

以 上

令和7年10月15日

審査庁 尼崎市長 松本 眞